

許可番号 許1704000786

許可年月日 平成29年12月20日

監 理 団 体 許 可 証

法人の名称 彩の国匠事業協同組合
住所 東京都千代田区神田東松下町26番地1号
法人の種類 中小企業団体
事業所の名称 彩の国匠事業協同組合
事業所の所在地 東京都千代田区神田東松下町26番地1号
許可の別 一般監理事業 ・ 特定監理事業
有効期間 令和5年6月29日から
令和12年6月28日まで
取扱職種の範囲等 別紙のとおり
許可の条件 別紙のとおり

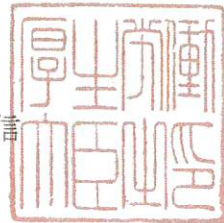
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第23条第1項の許可を受けた監理団体であることを証明する。

令和5年 6月19日

法務大臣 齋藤 健



厚生労働大臣 加藤 勝信



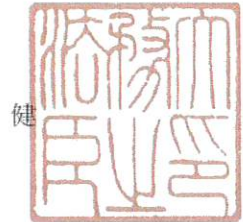
事業所枝番号

令和5年6月19日

監 理 団 体 許 可 条 件 通 知 書

彩の国匠事業協同組合 殿

法 務 大 臣 齋 藤 健



厚 生 労 働 大 臣 加 藤 勝 信



平成29年12月20日付け許可番号 許1704000786による貴殿に対する許可については、下記の理由により次の許可条件を付して行います。

なお、この処分に不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、法務大臣及び厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

この処分については、審査請求のほか、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（許可条件）

- 1 実習監理をする団体監理型技能実習の取扱職種は、適切かつ効果的に技能等の修得等をさせる観点からの指導を担当する技能実習計画の作成指導者が在籍する職種の範囲に限る。
- 2 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成28年法務省・厚生労働省令第3号）第29条第2項又は第52条第1号若しくは第16号の規定に基づき、法務大臣及び厚生労働大臣が特定の職種及び作業として指定している職種及び作業（自動車整備職種の自動車整備作業及び介護職種の介護作業を除く。）を除く。
- 3 実習監理をする団体監理型技能実習生の国籍は、相談体制が構築された国籍の範囲に限る。
- 4 一般監理事業については、介護職種の介護作業を除く。

記

（理由）

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、実習監理をする団体監理型技能実習の取扱職種について監理団体が技能実習計画を作成指導することができる範囲に限定するとともに、実習監理をする団体監理型技能実習生の国籍について監理団体が相談応需体制を整備している範囲に限定するため。

第1 目的

この規程は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律及びその関係法令（以下「技能実習関係法令」という。）に基づいて、本事業所において監理事業を行うに当たって必要な事項について、規程として定めるものです。

第2 求人

- 1 本事業所は、（取扱職種の範囲等）の技能実習に関するものに限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合、その申込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当であると認める場合、又は団体監理型実習実施者等が労働条件等の明示をしない場合は、その申込みを受理しません。

- 2 求人の申込みは、団体監理型実習実施者等（団体監理型実習実施者又は団体監理型実習実施者になろうとする者をいう。以下同じ。）又はその代理人の方が直接来所されて、所定の求人票によりお申込みください。なお、直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。
- 4 求人受付の際には、監理費（職業紹介費）を、別表の監理費表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返しいたしません。

第3 求職

- 1 本事業所は、（取扱職種の範囲等）の技能実習に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反するときは、これを受理しません。

- 2 求職申込みは、団体監理型技能実習生等（団体監理型技能実習生又は団体監理型技能実習生になろうとする者をいう。以下同じ。）又はその代理人（外国の送出し機関から

求職の申込みの取次ぎを受けるときは、外国の送出し機関) から、所定の求職票によりお申込みください。郵便、電話、ファックス又は電子メールで差し支えありません。

第4 技能実習に関する職業紹介

- 1 団体監理型技能実習生等の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話いたします。
- 2 団体監理型実習実施者等の方には、そのご希望に適合する団体監理型技能実習生等を極力お世話いたします。
- 3 技能実習職業紹介に際しては、団体監理型技能実習生等の方に、技能実習に関する職業紹介において、従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他労働条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、技能実習に関する職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
- 4 団体監理型技能実習生等の方を団体監理型実習実施者等に紹介する場合は、紹介状を発行します。その紹介状を持参して団体監理型実習実施者等との面接を行っていただきます。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって技能実習に関する職業紹介の労をとります。
- 6 本事業所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は団体監理型実習実施者等に、技能実習に関する職業紹介をいたしません。
- 7 就職が決定しましたら求人された方から監理費（職業紹介費）を、別表の監理費表に基づき申し受けます。

第5 団体監理型技能実習の実施に関する監理

- 1 団体監理型実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせているか等、監理責任者の指揮の下、主務省令第52条第1号イからホまでに定める方法（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法）によって3か月に1回以上の頻度で監査を行うほか、実習認定の取消し事由に該当する疑いがあると認めるときは、直ちに監査を行います。
- 2 第1号団体監理型技能実習に係る実習監理にあたっては、監理責任者の指揮の下、1か月に1回以上の頻度で、団体監理型実習実施者が認定計画に従って団体監理型技能実習を行わせているかについて実地による確認（団体監理型技能実習生が従事する業務

- の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法による確認)を行うとともに、団体監理型実習実施者に対し必要な指導を行います。
- 3 技能実習を労働力の需給の調整の手段と誤認させるような方法で、団体監理型実習実施者等の勧誘または監理事業の紹介をしません。
 - 4 第1号団体監理型技能実習にあたっては、認定計画に従って入国後講習を実施し、かつ、入国後講習の期間中は、団体監理型技能実習生を業務に従事させません。
 - 5 技能実習計画作成の指導にあたって、団体監理型技能実習を行わせる事業所及び団体監理型技能実習生の宿泊施設を実地に確認するほか、主務省令第52条第8号イからハに規定する観点から指導を行います。
 - 6 技能実習生の帰国旅費(第3号技能実習の開始前または開始後1年以内の一時帰国を含む。)を負担するとともに技能実習生が円滑に帰国できるよう必要な措置を講じます。
 - 7 団体監理型技能実習生との間で認定計画と反する内容の取決めをしません。
 - 8 実習監理を行っている団体監理型技能実習生からの相談に適切に応じるとともに、団体監理型実習実施者及び団体監理型技能実習生への助言、指導その他の必要な措置を講じます。
 - 9 本事業所内に監理団体の許可証を備え付けるとともに、本事業所内の一般の閲覧に便利な場所に、本規程を掲示します。
 - 10 技能実習の実施が困難となった場合には、技能実習生が引き続き技能実習を行うことを希望する者が技能実習を行うことができるよう、他の監理団体等との連絡調整等を行います。
 - 11 上記のほか、技能実習関係法令に従って業務を実施します。

第6 監理責任者

- 1 本事業所の監理責任者は 劉 斌 です。
- 2 監理責任者は、以下に関する事項を統括管理します。
 - (1) 団体監理型技能実習生の受入れの準備
 - (2) 団体監理型技能実習生の技能等の修得等に関する団体監理型実習実施者への指導及び助言並びに団体監理型実習実施者との連絡調整
 - (3) 団体監理型技能実習生の保護
 - (4) 団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の管理
 - (5) 団体監理型技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生に関し、技能実習責任者との連絡調整に関すること
 - (6) 国及び地方公共団体の機関、機構その他関係機関との連絡調整

第7 監理費の徴収

- 1 監理費は、団体監理型実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示したうえで徴収します。
- 2 監理費（職業紹介費）は、団体監理型実習実施者等から求人の申込みを受理した時以降に当該団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。

その額は、団体監理型実習実施者等と団体監理型技能実習生等との間における雇用関係の成立のあつせんに係る事務に要する費用（募集及び選抜に要する人件費、交通費、外国の送出し機関へ支払う費用その他実費に限る。）の額を超えない額とします。

- 3 監理費（講習費）は、入国前講習に要する費用にあつては入国前講習の開始日以降に、入国後講習に要する費用にあつては入国後講習の開始日以降に、団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。

その額は、監理団体が実施する入国前講習及び入国後講習に要する費用（監理団体が支出する施設使用料、講師及び通訳人への謝金、教材費、第1号団体監理型技能実習生に支給する手当その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。

- 4 監理費（監査指導費）は、団体監理型技能実習生が団体監理型実習実施者の事業所において業務に従事し始めた時以降一定期間ごとに当該団体監理型実習実施者から、別表の監理費表に基づき申し受けます。

その額は、団体監理型技能実習の実施に関する監理に要する費用（団体監理型実習実施者に対する監査及び指導に要する人件費、交通費その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。

- 5 監理費（その他諸経費）は、当該費用が必要となった時以降に団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。

その額は、その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用（実費に限る。）の額を超えない額とします。

第8 その他

- 1 本事業所は、国及び地方公共団体の機関であつて技能実習に関する事務を所掌するもの、外国人技能実習機構その他関係機関と連携を図りつつ、当該事業に係る団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等からの苦情があつた場合には、迅速に、適切に対応いたします。
- 2 雇用関係が成立しましたら、団体監理型実習実施者等、団体監理型技能実習生等の両方から本事業所に対して、その報告をしてください。また、技能実習に関する職業紹介をされたにもかかわらず、雇用契約が成立しなかつたときにも同様に報告をしてください。
- 3 本事業所は、団体監理型技能実習生等の方又は団体監理型実習実施者等から知り得た

個人的な情報は個人情報適正管理規定に基づき、適正に取り扱います。

- 4 本事業所は、団体監理型技能実習生等又は団体監理型実習実施者等に対し、その申込みの受理、面接、指導、技能実習に関する職業紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切いたしません。
- 5 本事業所の取扱職種の範囲等は、耕種農業、畜産農業、大工工事業、とび・土工・コンクリート工事業、鉄骨・鉄筋工事業、塗装工事業、床・内装工事業、その他の職別工事業（金属製建具工事業、屋根工事業、防水工事業）、管工事業、電気工事業、左官工事業、舗装工事業、建物サービス業、畜産食料品製造業、水産食料品製造業、パン・菓子製造業、その他の食料品製造業、染色整理業、その他の繊維製品製造業、工業用プラスチック製品製造業、鉄素形材製造業、金属加工機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業、電子部品製造業、船舶製造・修理業、船用機械製造業、農業用機械製造業（農業用器具を除く）、建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）、金属素形材製品製造業、非鉄金属素形材製造業、ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、倉庫業（冷蔵倉庫業を除く）、農畜差物・水産物卸売業、再生資源卸売業又は自動車整備業又は老人福祉・介護事業です。
- 6 本事業所の業務の運営に関する規程は、以上のとおりですが、本事業所の業務は、全て技能実習関係法令に基づいて運営されますので、御不審の点は係員に詳しくお尋ねください。

監理費表

監理団体名 : 彩の国匠事業協同組合

所在地 : 東京都千代田区神田東松下町26-1

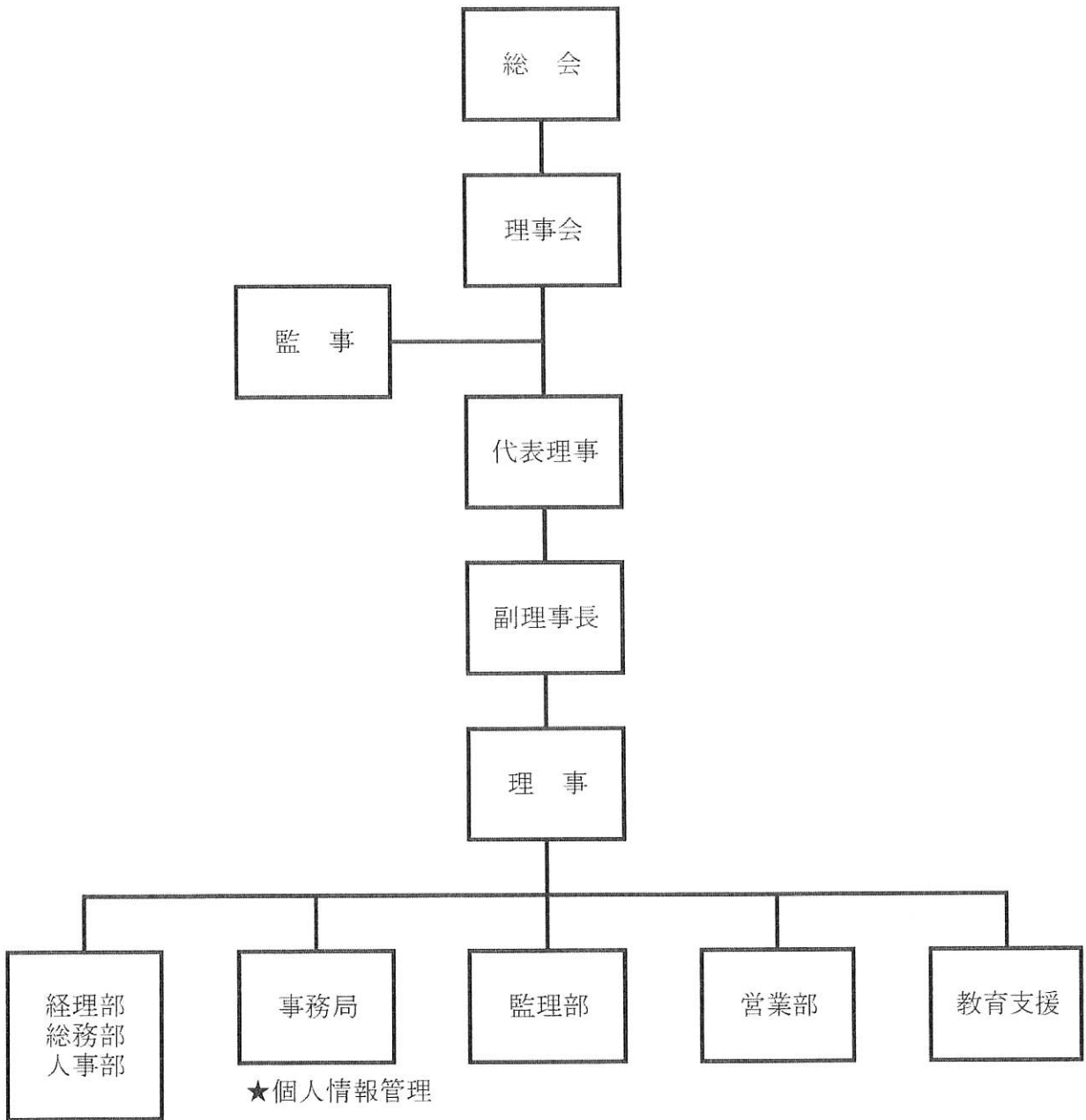
責任者 : 代表理事 森田 恵

監理費の種類別	種別	監理費の種類	監理費 (合計額)	監理費 (技能実習生1人当たり)	備考	
職業紹介費	人件費	募集及び選抜に要する人件費	0 円	0 円		
	交通費	募集及び選抜に要する交通費	0 円	0 円		
	外国の送出し機関へ支払う費用 その他	送出し機関との連絡・協議に要する費用	0 円	0 円		
		外国の送出し機関へ支払う費用	135,000,000 円	300,000 円	送出し管理費5,000円×60か月	
		その他 (実習実施者との連絡・協議に要する費用)	0 円	0 円		
小計			135,000,000 円	300,000 円		
講習費	施設使用料	施設使用料	20,250,000 円	45,000 円		
	講師及び通訳への謝金	講師謝金	4,500,000 円	10,000 円		
		通訳謝金	0 円	0 円		
		教材費	教材費	2,250,000 円	5,000 円	実費
	その他	技能実習生に支給する手当	講習手当	27,000,000 円	60,000 円	
		その他 (入国前講習に係る費用)	その他 (入国前講習に係る費用)	13,500,000 円	30,000 円	
		その他 (入国後講習期間中の雇入れ時健康診断費)	その他 (入国後講習期間中の雇入れ時健康診断費)	4,500,000 円	10,000 円	実費
小計			72,000,000 円	160,000 円		
監査指導費	人件費	監査に要する人件費	202,500,000 円	450,000 円	15,000円×平均30回/5年訪問	
	交通費	監査に要する交通費	135,000,000 円	300,000 円	10,000円×平均30回/5年訪問	
	その他	その他 ()		円		
		小計		337,500,000 円	750,000 円	
その他諸経費	(技能実習生の渡航費用)	技能実習生渡航に要する費用	108,000,000 円	240,000 円	実費 3号一時帰国も含む	
	(相談・支援に要する費用)	相談・支援に要する費用	0 円	0 円		
	(各種手続き事務諸経費)	人件費・事務諸経費	人件費・事務諸経費	112,500,000 円	250,000 円	各種手数料・送料等込
		(その他)	その他 (JITCO保険・移行試験に要する費用)	58,500,000 円	130,000 円	JITCO保険5年分 移行試験3回分
	小計			279,000,000 円	620,000 円	
合計			823,500,000 円	1,830,000 円		

※金額については例示であり、費用については適切に精算し実費を徴収します。

※技能実習生1人当たりの職業紹介費は雇用関係の成立のあつせんに係る事務が生じた技能実習生数に基づき計上する。

彩の国匠事業協同組合 組織体系図



個人情報適正管理規程

彩の国匠事業協同組合

- 1 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、技能実習受入れを担当する事務局および監理部の職員とする。個人情報取扱責任者は、監理責任者・伊藤裕介とする。
- 2 監理責任者は、個人情報を取り扱う1に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、監理責任者は、個人情報取扱いに関する知識の修得・維持に努めるものとする。
- 3 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報にかかる本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示または訂正に係る取扱いについて、監理責任者は技能実習生等への周知に努めることとする。
- 4 技能実習生等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申し出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、監理責任者・伊藤裕介とする。